明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第九十五条の二中「で準用する第二十七条第一項各号」を「において準用する第二十六条第一項各号」に改める。

第九十六条第一項中「第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三」を「第十一条の四」に、「第十一条の三第一項、第十一条の十二」を「第十一条の四第一項、第十一条の十五」に、「又は第十一号」を「又は第十二号」に、「第十一条の三第二項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四」を「第十一条の四第二項、第十一条の五第一項、第十一条の六、第十一条の八第一項、第十一条の九から第十一条の十一まで、第十一条の十三第一項、第十一条の十四第一項、第十一条の十六第一項、第十一条の十七」に、「第十一条の四第二項」を「第十一条の五第二項」に、「第十一条の六中」を「第十一条の五」を「第十一条の七」に、「第十一条の十三第一項中」を「第十一条の十六第一項中」に、「第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九、第十五条の九の二第一項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の十二第一項、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五条の十五第一項、第十五条の十六第一項、第十五条の十七、第十五条の十八、第十五条の十九第一項、第十五条の二十、第十五条の二十一、第十五条の二十二第一項、第十五条の二十三、第十五条の二十四第一項」に、「第十一条第一項第十二号」に、「第十一条第一項第十二号」を「第十一条第一項第十二号」に、「同条第一項第十二号」を「同条第一項第十二号」に、「及び第十一号」を「及び第十二号」に、「若しくは第十一号」を「若しくは第十二号」に改め、同条第二項中「第九十四条から前条までに規定するもののほか、」及び「、第十九条の二」を削り、「第二十五条まで、第二十六条第一項」を「第二十四条まで、第二十五条第一項」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第三項中「から第三十四条まで」を「、第三十三条の二、第三十四条（第十一項及び第十二項を除く。）」に、「第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項」に、「第四十七条の五」を「第四十七条の四」に、「第三十四条第十一項及び第十二項」を「第三十四条第十三項及び第十四項」に、「又は第十一号」を「又は第十二号」に改め、「、第四十七条中「漁業及び」とあるのは「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と」を削り、「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第五項中「第六十八条から」の下に「第六十九条の四まで、第七十条（第三項を除く。）、第七十一条から」を加え、「第六十八条第四項」を「第六十八条第二項中「第十一条第一項第四号又は第十二号の事業を行う組合」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二の事業を行う組合」と、同条第五項に、「第十一号」を「第十二号」に改め、「第六号の二」と」の下に「、第七十条第一項中「役員（合併によつて設立する組合が経営管理委員設置組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、同条第二項中「第三十四条第十項本文、第十一項及び第十二項」とあるのは「第三十四条第十項本文」と」を加える。

第九十七条第一項第七号中「監査及び指導」を「組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整

第九十七条第八項第三号中「第一項第八号」を「第一項第九号」に改める。

第九十八条の二第一項ただし書中「本章」を「この章」に改める。

第百条第一項中「第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の十三まで」を「第十一条の四から第十一条の十六まで」に、「、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項」を「及び第十六条」に、「第八十七条の三及び第八十七条の四」を「第八十七条の二及び第八十七条の三」に、「第十一条の三第一項及び第十一条の十二」を「第十一条の四第一項、第十一条の四の二、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四」を「第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四第一項、第十一条の十六第一項、第十一条の十七」に、「第十一条の四第二項」を「第十一条の五第二項」に、「第十一条の六中」を「第十一条の五」を「第十一条の七」に、「第十一条の十三第一項中」を「第十一条の十六第一項中」に、「第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九、第十五条の九の二第一項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十、第十五条の十一、第十五条の十二第一項、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五条の十五第一項、第十五条の十六第一項、第十五条の十七、第十五条の十八、第十五条の十九第一項、第十五条の二十、第十五条の二十一、第十五条の二十二第一項、第十五条の二十三、第十五条の二十四第一項」に、「第十一条第一項第十二号」に、「第十一条第一項第十二号」を「第十一条第一項第十二号」に、「同条第一項第十二号」を「同条第一項第十二号」に、「及び第十一号」を「及び第十二号」に、「若しくは第十一号」を「若しくは第十二号」に改め、同条第二項中「第九十四条から前条までに規定するもののほか、」及び「、第十九条の二」を削り、「第二十五条まで、第二十六条第一項」を「第二十四条まで、第二十五条第一項」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第三項中「から第三十四条まで」を「、第三十三条の二、第三十四条（第十一項及び第十二項を除く。）」に、「第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項」に、「第四十七条の五」を「第四十七条の四」に、